海外法律事情

アメリカ刑事法の調査研究 (170)

米国刑事法研究会 (代表 堤 和 通)*

Caniglia v. Strom, 593 U.S. ____, 141 S.Ct. 1596 (2021)

川 澄 真 樹**

自殺企図が疑われる者による自傷他害の防止等の安全確保を目的として、無令状で住居へ立ち入って拳銃を押収することを正当化する、令状要件の「コミュニティケアの例外(community caretaking exception)」といわれるものは認められないとされた事例。

《事実の概要》

申請人 Caniglia は、妻との口論の際、寝室から拳銃を持ち出し、「今すぐ俺を撃て」などと妻に迫った。妻はその夜、家を出てホテルに宿泊したが、翌朝、Caniglia に電話がつながらないことから、被申請人である警察に Caniglia の様子を確かめるように求めた。

警察は申請人の妻と共に Caniglia の住居に向かい, Caniglia とポーチで 遭遇した。警察が Caniglia と話したところ, 昨夜の口論については認め たが, 自分に自殺願望はないと述べた。しかしながら, 警察は Caniglia に自傷他害の恐れがあると思料したため, 救急車を呼び, 精神状態の検分

^{*} 所員·中央大学総合政策学部教授

^{**} 嘱託研究所員,中央大学法学部兼任講師

のために病院へ行くことの同意を得た。そしてその際、警察は Caniglia にその拳銃を押収しないことを明示的に約束したとされる。しかし、救急 車が発進すると、警察は妻に Caniglia との約束を正確に告げず、妻の案 内の下で住居に立ち入り、拳銃を 2 丁押収した。

Caniglia は警察が無令状で住居に侵入し、拳銃を押収したことが合衆国 憲法第4修正に反すると主張して合衆国法典タイトル42第1983条上の損害 賠償を請求した。District Court は、正式事実審を経ない判断において、 被申請人に有利な判断を下した。第1巡回区 Court of Appeals も District Court の判断を確認したが、無令状で申請人を住居から引き離し、住居か ら拳銃を押収した行為が正当化されるとして挙げた理由は、令状要件の 「コミュニティケアの例外 (community caretaking exception)」といわれ るもののみであった。 第1巡回区 Court of Appeals は, Cady (Cady v. Dombrowski, 413 U.S. 433 (1973)) という自動車の無令状捜索を合憲とし た当裁判所の判例を引用し、自動車にも住居にも適用されるコミュニティ ケアの例外という独立した令状要件の例外を導き出している。そして、本 件で重要なのは、被申請人が申請人とその周囲の者を保護しようとして活 動しており、これが通常の犯罪捜査とは区別されるものであり、この活動 の理由から必要な範囲内に収まる限度で活動していること、そして、裁判 所が健全であると認めることができる警察の手続に一般的に従っていると いうことであるとした。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容し た。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1 トマス裁判官執筆の法廷意見(全員一致)

ケアの機能」を果たすことが求められていると説明した(*Cady*, at 441)。 本件では、この *Cady* で認識された警察官の「コミュニティケア」の義務 から、住居の無令状捜索・押収を正当化する独立した法理が生み出される ことになるのかが問われている。これについて、当裁判所は消極に解す る。

第4修正は、「不合理な捜索・押収から身体、住居、書類及び所持品が守られる人民の権利」を保護している。この保障の「「まさに中核」」は「「住居の平穏に身を置き、不合理な政府の侵入から自由となる個人の権利」」である(Florida v. Jardines, 569 U.S. 1, 6 (2013))。しかし、第4修正は「私的財産に対する」政府による「不合理」な侵入を禁止しているのであり、招かれざる侵入をすべて禁止しているわけではない(Id)。ここから、当裁判所は住居と住宅付属地(curtilage)への侵入を一定の場合に認めてきたのであり、それは、有効な令状に基づく捜索・押収や、一定の緊急状況(exigent circumstances)が存する場合に無令状で私的財産に侵入することを認めてきた。そして、緊急状況には、「「負傷した居住者に対して緊急救護を行うことや、差し迫った危害から居住者を保護すること」」も含まれる(Kentucky v. King, 563 U.S. 452, 460, 470 (2011); see also Brigham City v. Stuart, 547 U.S. 398, 403-404 (2006))。さらには、私人が責任を問われることを恐れずに行いうることは、官憲も一般的に行うことができる。

とはいえ、第1巡回区 Court of Appeals が認めた「コミュニティケア」 法理は、当裁判所が認めてきたどの法理にも当てはまらない。第1巡回区 Court of Appeals の判断は、被申請人が令状も同意も得ていないことを前 提とし、さらに、被申請人が犯罪に対応していた可能性があったことを明 確に否定している。また、第1巡回区 Court of Appeals は、被申請人が争 う機会を逸しているため、何らかの緊急状況が認められるかということに ついても検討していない。さらに、本件で、申請人の妻が警察ではなく隣 人に助けを求めていたら、その隣人が私人として行うことができたであろ う行為と類似した行為を被申請人は行ったという点も認定していない。

Cadyでは、確かに本件と同様に銃器の無令状捜索が関係していたが、

搜索はインパウンドされた車両に対しなされたものであって、住居に対してなされたものではない。当裁判所は、住居は「憲法上、異なった」扱いを受けることを繰り返し強調してきた(Cady, at 439, see also, at 440–442)。実際に、Cadyでも、既に警察の管理下にある車両と「所有者の住居に近接していた場所に止められている」車に対する捜索を対比して論じている(Cady, at 446–448 (citing Coolidge v. New Hampshire, 403 U.S. 443 (1971)))。

Cady におけるように、車両と住居とを明確に区別をすることでコミュニティケアへの言及が適切なものとなる。このコミュニティケアという言葉は、Cadyでは、一般幹線道路上で車両が故障したり、事故に巻き込まれたりする頻度が高いことから、警察は運転者を助けるなど、犯罪捜査を目的としない「コミュニティケアの機能」を果たすことがしばしば求められると述べた際に使われている。確かに、現代社会において、警察官には犯罪捜査を目的としない多くのタスクが課されているとしても、場所を問わずにこれを遂行する無制約の権限が認められているわけではない。

Cadyでも認識されている通り、車両の場面と住居の場面では、捜索の合理性は異なる。当裁判所は繰り返し「住居への無令状侵入を認める令状要件の例外を広げて、住居への無令状の立入りを許容することは否定してきた」(Collins, 584 U.S., at ___ (slip op., at 8))。第1巡回区 Court of Appeals の判断を破棄し、当裁判所の判断に沿い、さらなる審理をさせるべく本件を差し戻す。

2 ロバーツ首席裁判官の補足意見 (ブライヤー裁判官参加)

Stuart (Brigham City v. Stuart, 547 U.S. 398) で当裁判所は、「官憲の役割は負傷者に応急救護を施すだけでなく、暴力を防ぎ、秩序を回復することも含まれる」と全員一致で認めており(Stuart, at 406)、「酷い怪我を負っていたり、そのような怪我を負うことにさらされている個人を援助する必要がある」場合には住居への侵入に令状は要件とならないと説明している(Id., at 403; see also Michigan v. Fisher, 558 U.S. 45, 49 (2009) (per curi-

am))。本日の法廷意見はこのような判断と相反するものではないと考えるので、法廷意見に加わる。

3 アリトー裁判官の補足意見

法廷意見に参加するが、法廷意見の判示について私が理解するところと、法廷意見が判断していないいくつかの重要な問題があることを強調するために、独立して意見を述べる。

- 1. 法廷意見のいう通り、第4修正上、「コミュニティケア」に関する 広範なカテゴリーのための特別なルールはない。コミュニティケアという 用語は、法執行を超えた多くの警察のタスクを表すものと理解するが、こ れらのタスクは広範に及び、明確な限界もなく将来どこまでも拡張しうる ものである。このカテゴリーは、法執行を目的としない、コミュニティが 警察に割り当てることを選択したあらゆる業務・活動を含みうる。したが って、このカテゴリーに含まれるすべての活動について第4修正上の合理 性を同じ基準で判断すべきではない。Cadyでも、そのような何らかの「独 立した」第4修正のカテゴリーを認めたわけではない。
- 2. 包括的な「コミュニティケア」の法理などというものは存在しないが、かといって、法執行を目的としない捜索・押収を分析する際に、刑事事件で発展してきたのと全く同じ第4修正上のルールを用いらなければならないということでもない。このような刑事事件で発展してきた原則のどれが刑事法執行以外の様々な領域で適切で、また適切でないかということについては本日判断されていない。
- 3. 各州には、精神治療や観察を目的とした、人の身体の緊急の押収を 認める法律があるが、その内容は、対象者の類型、身体の押収を正当化す る理由、裁判官が関与する手続の要否・内容等の多くの点で異なってい る。法廷意見では、これらの法律が第4修正に照らして合憲であるか否か については本日判断されていない。
- 4. また、本件は自殺や第三者への危害を防ぐために裁判所の命令により警察が銃を押収することを認める法(red flag law)と第4修正上の関係

比較法雜誌第55卷第4号(2022)

について判示したものでもない。

5. さらに、住居の居住者が緊急の治療を必要としているが、助けを呼ぶことができないか確認する目的で無令状かつ同意なく住居を捜索するカテゴリーに関しての問題がある。当裁判所は「緊急状況」が存すれば警察は無令状で住居に侵入できると判示している(Payton v. New York, 445 U.S. 573, 590 (1980))が、緊急状況とは、令状を入手する十分な時間的余裕がない場合を指すものであり(see Missouri v. McNeely, 569 U.S. 141 (2013)); Michigan v. Tyler, 436 U.S. 499 (1978))、個人の健康状態の確認目的での令状は発付されないのが通常である。そのような場合の令状の発付手続がない間は、第4修正の合理性の有無の検討を行うことを裁判所は求められることになろう。

4 カヴァノー裁判官の補足意見

法廷意見に完全に参加するが、住居の中で助けを必要としている者を援助するために合理的な手段を警察官が取ることを、法廷意見は妨げるものではないとのロバーツ首席裁判官の指摘について強調しておく。

緊急状況の法理は一定の状況において無令状で官憲の住居への侵入を認め、そこには、消火と出火原因の調査、差し迫った証拠破壊の防止、逃走している重罪犯を現認しての追跡、被疑者の逃走の防止、法執行官と一般大衆の安全に対する脅威への対処、怪我を負った居住者への緊急支援の提供、重大な危害にさらされている居住者の保護が含まれる(See Mitchell v. Wisconsin, 588 U.S. ____, (2019) (plurality opinion) (slip op., at 6); City and County of San Francisco v. Sheehan, 575 U.S. 600 (2015); Kentucky v. King, 563 U.S. 452 (2011); Michigan v. Fisher, 558 U.S. 45 (2009) (per curiam); Brigham City v. Stuart, 547 U.S. 398 (2006); Minnesota v. Olson, 495 U.S. 91 (1990); Michigan v. Clifford, 464 U.S. 287 (1984) (plurality opinion); Mincey v. Arizona, 437 U.S. 385 (1978); Michigan v. Tyler, 436 U.S. 499 (1978); United States v. Santana, 427 U.S. 38 (1976); Warden v. Hayden, 387 U.S. 294 (1967); Ker v. California, 374 U.S. 23 (1963) (plurality opinion))。

これまで、多くの裁判所は、「コミュニティケア」の法理と名付けたものに依拠し、自殺の防止や連絡が取れない高齢者の健康状態の確認といった法執行以外の目的のための住居への無令状侵入を認めてきた。しかし、法廷意見が述べているように、そのような独立したコミュニティケアの法理は、主として車両の捜索について適用されるために考案されたものであり、住居の捜索のためのものではない。

そうはいっても、これは第4修正の内実というより、官憲の活動をどのように呼ぶのかをめぐる争点であって、第4修正上の判例は緊急状況の法理を既に認めている。本件で関連する緊急状況の法理にいう「緊急性」とは「重大な怪我を負っているか、またはそのような怪我を負う危険にさらされている者を援助する必要性」である(Stuart, at 400, 403)。第4修正はそのような助けが必要とされると「思料する客観的に合理的な基礎 (reasonable basis)」があり、官憲の住居内での行動がその状況の下で合理的であれば、住居へ官憲が侵入することを認めている(Id, at 406; see also Fisher, at 47–48)。

緊急支援の状況に適用できる緊急状況の法理の輪郭を探る必要は本件ではないが、適用例を挙げておくのは重要である。例えば、家に銃を所有する自殺願望がある者から自殺を企図しているとの通報を受け、警察官がその自宅に急行したが、玄関からの呼びかけに応答がない場合や、珍しく日曜日の礼拝に参加せず、電話にも一日中出ない高齢者を近親者が心配して警察に安否確認を依頼し、警察官が男性の住居に向かったが、玄関からの呼びかけに応答がない場合を考えてみると、例示した状況下にあっては、当該個人はいつ自殺するかわからず、高齢者は転倒や怪我が死因にもなるのであるから、緊急状況の法理が適用でき、警察官は当然住居に侵入できるであろう。さらにいえば、住居の中に小さな子供が1人でいるような事案での無令状侵入も緊急状況の法理の下で合理的であり、合憲である。

《解説》

1. 本件の争点

合衆国憲法第4修正は、その第1文で不合理な捜索・押収を禁止し、第 2 文では、文言上は、一般令状を禁止し、令状を発付するのであれば格別 の令状によらなければならないことを命じている。合衆国最高裁判所はこ れまで、捜索・押収の第4修正適合性を判断するに当たっては、第1文に いう「合理性」が試金石であると述べているが、他方で、令状を欠く捜 索・押収は本来的に不合理なものと推定され、「確立された例外 | に当た らない限り、その捜索・押収は原則として違憲となるとの立場に立ってい る。本件では、自殺企図が疑われる個人を救急車に収容することでその身 体を押収した後、警察官がその個人の住居に無令状で同意なく侵入し、拳 銃を押収したことが第4修正に反するかが争われている。そして、その際 に、このような犯罪捜査を目的としない住居に対する無令状捜索・押収 (本件では住居での拳銃の押収)を正当化する、令状要件の「コミュニテ ィケアの例外 (community caretaking exception) | というものがその「確 立された例外 | の一つとして、令状要件の「独立した例外 | として存在す るのか、そして、それが存在するのであれば、それはいかなるものである のかかが問われている。

2. 関連判例

コミュニティケアの例外に関連する先例としては、Cady (Cady v. Dombrowski, 413 U.S. 433 (1973)) が挙げられる。Cady では、シカゴ市警察に所属する警察官がウィスコンシン州において飲酒運転による交通事故を起こし、事故対応に当たっていた地元警察官は、シカゴ市警察の規則では、シカゴ市警察の警察官は勤務中以外にも常時支給された拳銃を携帯しておくことが義務付けられているものと思料したため、事故車両から拳銃を発見しようとトランクを無令状で開けたところ、殺人に関する証拠が発見され、このトランクの捜索が第4修正に反しないかが争われた。合衆国最高裁判所は、地元警察官は、車両事故を頻繁に調査し、犯罪の捜査や証拠収

集とは全く関係のないコミュニティケアの機能を果たしている旨述べ、ま た、その際、自動車の利用には様々な規制が加えられていること、自動車 には可動性があることを指摘し、本件では捜索対象となった車両は既に警 察の支配下にあり、さらに、トランクの拳銃の捜索は、第三者に拳銃が奪 われ、一般人への安全が懸念されることを防ぐための警察の通常の手続で あったことなどを指摘して本件トランクの無令状捜索は第4修正に反しな いとした。本件で合衆国最高裁判所は、住居と車両の性質の違いについて 強調しており、車両は住居とは異なり、可動性があるので、車両が移動さ れたり、証拠が破壊される可能性が高くなくとも無令状捜索が認められる ことを指摘している。これは、自動車の有する特性について着目した判断 であり、この点については、合衆国最高裁判所の法理である自動車の例外 が関係すると思われる。この自動車の例外について打ち出されたと一般的 に認識されているのが Carroll (Carroll v. United States. 267 U.S. 132 (1925)) である。Carrollでは、禁酒法に違反して酒類を運搬して公道を走行する 自動車に対する無令状での捜索が問題となり、合衆国最高裁判所は、自動 車には可動性があり、捜索は相当な理由に基づくものであるとして本件で の無令状での自動車の捜索は第4修正に反しない旨判示した 1)。アメリカ 合衆国の自動車の例外の法理の根拠は、自動車には可動性があることに加 えて、自動車が広範な規制を受けていること等にあり、プライヴァシーの 期待が家屋の場合よりも限定されているため、住居に対する捜索・押収の 場合とは考慮要素を異なって捉えていることにあるということができよ $\hat{J}^{2)}$ 。Cady もこのような自動車の特性を踏まえた上での判断であったと

¹⁾ 自動車の例外の法理については、香川喜八朗「自動車に対する無令状捜索・押収(1)(2・完)」法学新報第94巻第11・12号1頁(1988年)、法学新報第95巻第1・2号1頁(1988年)、洲見光男「令状要件の例外の及ぶ範囲―自動車捜索に関する連邦最高裁判例の動向―」法学新報第125巻第11・12号503頁(2019年)等を参照。

²⁾ 中野目善則「違法排除法理の展開における違法認定と証拠排除―第一京浜職務質問および車内検査事件最高裁判例を契機に―」中央ロー・ジャーナル第13 巻第2号23頁注9) (2016年) 参照、Cardwell v. Lewis, 417 U.S. 583 (1974); South

比較法雜誌第55巻第4号(2022)

いうことには注意が必要である。

これに対し、合衆国最高裁判所が厳格に令状要件を課してきているのが 官憲の住居への侵入である。 この点について、Payton (Payton v. New York, 445 U.S. 573 (1980))³⁾では、重罪の被疑者を住居に逮捕令状を得る ことなく侵入して逮捕することを認めるニューヨーク州法が第4修正に反 しないかが問題とされた。合衆国最高裁判所は、住居ほどプライヴァシー の領域が明確に定義される場所はなく、第4修正それ自体の文言にも明確 かつ特定してそのルーツを見出すことができ、ルーティンの逮捕のために 逮捕令状なく住居に侵入することを認めるコモン・ロー上の直接的な先例 はないことも指摘し、住居という場所の神聖性についても触れた上で、逮 捕令状なく住居に立ち行って重罪の被疑者を逮捕することを認めるニュー ヨーク州法は第4修正に反するとした。また、Stegald (Stegald v. United States, 451 U.S. 204 (1981))⁴⁾では、逮捕令状が発付されている、被疑者が 所在すると思料される第三者の住居へ麻薬取締局(DEA)の捜査官が捜 索令状を得ずに侵入したことが第4修正に反しないかが問題とされ、合衆 国最高裁判所は、逮捕令状と捜索令状の機能・目的の違いを踏まえて、逮 捕令状は本件被逮捕者を不合理な身体の押収から保護するが、一方で被逮 捕者の有無の捜索を受ける住居への侵入については令状発付官が審査をし ておらず、住居の居住者は不合理な侵入・捜索から保護されないことなど を指摘し、被疑者の逮捕のために、第三者の住居へ侵入するためには逮捕 令状だけでは不十分であり、原則として捜索令状が必要とされると判示し た。とはいえ、合衆国最高裁判所は無令状での官憲の住居への侵入を完全

Dakota v. Opperman, 428 U.S. 364 (1976); California v. Carney, 471 U.S. 386 (1985) 等も参照。また、渥美東洋「令状要件の例外について一自動車例外などを中心に一」研修第481号10-12頁(1989年)も参照。*Carney* の紹介・解説として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』(中央大学出版部、2012年)415頁(前島充祐担当)、山下克知「判批」関西外国語大学研究論集45号205頁(1987年)がある。

³⁾ Payton の紹介・解説として、渥美・同上128頁 (香川喜八朗担当) がある。

⁴⁾ Stegald の紹介・解説として、渥美・同上141頁(柳川重規担当)がある。

に否定しているわけではない。すなわち、合衆国最高裁判所は、例えば、差し迫った証拠破壊の阻止のための住居への立ち入り (Ker v. California, 374 U.S. 23 (1963)) (複数意見)、逃走被疑者の現行犯追跡 (hot pursuit) での住居への立ち入り (United States v. Santana, 427 U.S. 38 (1976))、住居内で暴行の被害者が怪我を負っているのを現認した際の住居への立ち入り (Brigham City v. Stuart, 547 U.S. 398 (2006)) が などの場合に無令状での官憲の住居への侵入を認めている。しかし、これは一定の緊急性が関係する場合にのみ限定して認められているものであり、合衆国最高裁判所は、原則として、住居への適切な令状を得ない侵入に対しては厳しくこれを否定するという立場を取ってきているということができる⁶⁾。

⁵⁾ Stuart の紹介・解説として、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 W』(中央大学出版部、2020年) 365頁(小木曽綾担当) がある。

⁶⁾ この点に関して、近時では、例えば、Florida v. Jardins, 569 U.S. , 133 S. Ct. 1409 (2013) において、緊急性のない状況での薬物捜査を目的とした麻薬探 知犬のポーチへの無令状での侵入が第4修正に反するとされており、また、 Collins v. Virginia, 584 U.S. , 138 S.Ct. 1663 (2018) では、緊急性がない場合 の盗難車両の確認目的での住宅付属地への警察官の無令状での侵入が第4修正 に反するとされている。尚. *Jardins* では、Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967) でハーラン裁判官の補足意見により示され、その後、捜索・押収につ いての合衆国最高裁判所の判断基準とされてきた「プライヴァシーの合理的な 期待」という判断枠組みによらず、財産権の保障に依拠するトレスパス論を根 拠にした判断が示されている。Collins もトレスパス論の考え方に沿った判断 であるといえ (米国刑事法研究会 (代表 堤和通)・アメリカ刑事法の調査研究 (162) 比較法雑誌第53巻第4号331頁(2020年)(山田峻悠担当), 洲見・前掲 注1) 523頁注38), United States v. Jones, 565 U.S. 400, 406, n. 3 (2012) 参照), この点に両事案の特徴がある。Jardins の紹介・解説として、椎橋・前掲注5) 264頁(小木曽綾担当), 藤井樹也・アメリカ法2014年2号419頁, 滝谷英幸 「判批」比較法学第48巻第2号97頁(2014年), Collins の紹介・解説として、 米国刑事法研究会(代表 堤和通)・アメリカ刑事法の調査研究(162)比較法 雑誌第53巻第4号320頁(2020年)(山田峻悠担当). 洲見・前掲注1)がある。 Iones の紹介・解説として、紙幅の関係上、特に主要なものとして、椎橋・前 掲注5) 247頁(眞島知子担当), 緑大輔・アメリカ法2013年2号356頁, 土屋眞 一・判例時報2150号3頁(2012年)等がある。

比較法雑誌第55巻第4号(2022)

以上を基に考えると、合衆国最高裁判所の第4修正法理上は、少なくとも公道上に存在する自動車と個人の住居では関連する利益が大きく異なるものとして捉えられてきており、無令状による侵入(捜索)が正当化される場合も自動車と住居では大きく異なると考えてきているといえよう。そして、コミュニティケアの例外に関しては、後述するように、これが一般的に自動車の捜索の場面で認められ、確立した法理とまではいえるかは不明確であるが、本件ではこの例外が独立した令状要件の例外として住居に適用されるかが問題とされている。

3. 検討

本件で合衆国最高裁判所は全員一致で住居への無令状侵入の根拠として Cadyで言及された「コミュニティケアの機能」から推論した「コミュニ ティケアの例外」を適用することを否定した。法廷意見は、Cadyでの捜 索はインパウンドされた車両に対しなされたものであることを指摘し、住 居が受ける憲法上の評価の違いを強調し、コミュニティケアに基づく住居 への無令状侵入というカテゴリーを否定している。この点. アリトー裁判 官の補足意見は、そもそも Cady においても自動車に対する独立したコミ ュニティケアの例外というカテゴリーは存在しないことを強調しており. 法廷意見自体も自動車の場面でコミュニティケアの例外が存在するかどう かについては明言をしていない。確かに、Cadyにおいても、警察官が果 たす「コミュニティケア」の機能そのものに依拠して当該自動車に対する 捜索が肯定されたといえるかというとそれは不明確であり、Cady は、自 動車が関係する場面でのコミュニティケアの例外を打ち出した先例である とまではいえないようにも思われる。そうすると、そもそも自動車の場面 においてもコミュニティケアの例外というカテゴリーが存在しないとした 場合には、住居に特別の重きを置くこれまでの合衆国最高裁判所の第4修 正法理上は、コミュニティケアの例外を住居に対して適用することは当然 できないということになると思われる。また、仮にコミュニティケアの例 外というものが Cady において自動車の場面で認識されているとしてもそ

れを住居の場面にまで拡張できるかは別問題であり、ここでもこれまでの 合衆国最高裁判所の先例の流れを前提にした場合には、住居にコミュニテ ィケアの例外を適用することは難しいように思われる。Cady が自動車の 捜索の場面でコミュニティケアの例外について明示的に認めたものである と合衆国最高裁判所が捉えているか否かは必ずしも明らかではないが、い ずれにせよ、本件でコミュニティケアの例外を住居に適用することを否定 した法廷意見の判断の根底には、住居の場面でコミュニティケアの例外を 認めると、何らかのコミュニティケアの部類に該当する法執行官の活動で あれば、幅広く住居への無令状侵入を認めるカテゴリカルな例外を作り出 すことになる懸念があったと評価することができると思われる。すなわ ち、コミュニティケアという概念は広範に及び、漠然としているため、住 居の場面でコミュニティケアの例外を認めると、コミュニティケアに関連 する何らかの活動であれば、住居への侵入が正当化される余地が生まれ る。また、この点、実際に、合衆国最高裁判所の第4修正法理上は、官憲 の活動に際して官憲の主観的意図は問題とされておらず、客観的な事実が その官憲の活動を正当化するものであれば、その活動の合憲性が認められ るっこうすると、官憲の活動がコミュニティケアに関するものであると 客観的にいうことができれば、官憲の真の目的が法執行であっても無令状 での住居への侵入が幅広く認められることになり、合衆国最高裁判所がこ れまで強調してきた住居の不可侵性がカテゴリカルに掘り崩されることに なりかねない。本件で法廷意見はこの点については何も述べていないが、 本件判断の背景にはこのような懸念もあるようにも思われる。

ところで、本件ではコミュニティケアの例外が否定されているが、緊急 状況の場合の無令状での住居への侵入(緊急性の例外)は全裁判官が一致 して認めていると思われる。しかし、本件では、緊急性が争点とはされて おらず、緊急性の例外の下での住居への侵入と拳銃の無令状押収が肯定さ

⁷⁾ See, Whren v. United States, 517 U.S. 806 (1996). Whren の紹介・解説として、 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 VI』(中央大学出版部, 2018年) 69頁 (成田 秀樹担当). 洲見光男・アメリカ法1997年 2 号217頁がある。

れるかを示した事例ではないため、本件のような場合に緊急性の例外が適 用されるかは不明確である。また、緊急性の例外による無令状での住居へ の侵入自体が一般的に肯定されるとしても、個人の安否確認の場面でこの 例外が適用されるかは本件裁判官の間で見解が分かれている。この点、法 廷意見. ロバーツ首席裁判官は明言を避けるが. アリトー裁判官によれ ば、緊急状況とは、令状を入手する十分な時間的余裕がない場合に限定さ れ、個人の安否確認のような場合にはそもそも個人の安否確認のための令 状が存在しないので、緊急性の令状要件の例外が観念されないとしてい る。アリトー裁判官によれば、そのような場合には別途侵入の合理性を事 案ごとに判断することになると思われる。これに対して、カヴァノー裁判 官の補足意見では、個人の安否確認のような場合においても緊急性の例外 の下で無令状での住居への侵入が認められると強く主張されている。この ようにみると、本件で住居に対するコミュニティケアの例外が否定される としても、住居内にいる個人の健康状態・安否の確認のような法執行を目 的としない場合の個人の住居への侵入をいかなる根拠により認めるかとい う点についての問いが今後の検討課題となるように思われる。

本件は住居への無令状侵入の根拠としてコミュニティケアの例外を否定した事例であり、これまでコミュニティケアの例外を第1巡回区 Court of Appeals のように、他の理論構成との関連・連続性等を絶った上で独立して用いることで住居への侵入を認めてきた法域であれば、その侵入の正当化根拠が否定されたことになるが、住居への侵入の場面でコミュニティケアの例外を認めたとされる各法域が第1巡回区 Court of Appeals のように他の理論構成との関連・連続性等を絶った上で住居への無令状での侵入の根拠として独立した同例外を認めているかは必ずしも明らかではなく8)、

⁸⁾ 第1巡回区 Court of Appeals は「コミュニティケアの例外 (community caretaking exception)」法理が住居に適用された例として、Rodriguez v. City of San Jose, 930 F. 3d 1123 (9th Cir. 2019); United States v. Smith, 820 F. 3d 356 (8th Cir. 2016); United States v. Rohlig, 98 F. 3d 1506 (6th 1996); United States v. York, 895 F. 2d 1026 (5th Cir. 1990)を挙げているが、例えば、この内、Rohlig では、「緊

本件の影響については今後も注視する必要があろうかと思われる。

急状況(exigent circumstances)」の有無の判断の枠組み内で、関係する政府の利益としてコミュニティケアの機能が指摘されており、各法域が第1巡回区 Court of Appeals のような他の理論構成との関連・連続性等を絶った独立した「コミュニティケアの例外」の法理を構成しているかは必ずしも明確ではない。